

Title	明治帝室制度の形成と伊藤博文・シュタインの「邂逅」：井上毅・柳原前光と福澤諭吉の帝室論
Sub Title	Formation of the Meiji imperial system and the encounter between Ito and Dr. Stein : Kowashi Inoue, Sakimitsu Yanagiwara and Yukichi Fukuzawa's imperial theory
Author	笠原, 英彦(Kasahara, Hidehiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2019
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.92, No.11 (2019. 11) ,p.1- 33
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20191128-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治帝室制度の形成と伊藤博文・シュタインの「邂逅」

——井上毅・柳原前光と福澤諭吉の帝室論——

笠原英彦

- 一、はじめに
- 二、明治一四年政変と井上毅・中正党の統治論
- 三、天皇統治論をめぐる相廻と岩倉具視の変貌
- 四、井上毅・福澤諭吉・伊藤博文の帝室観
- 五、伊藤博文とシュタインを仲介した柳原前光の帝室論
- 六、明治立憲君主制に対するシュタインの決定的影響
- 七、おわりに

一、はじめに

明治皇室典範の起草過程については、小林宏、島善高両氏ら梧陰文庫研究会を中心とする法制史の研究者や同時期に起草された明治憲法とを併せて「明治典憲体制」として捉えた小嶋和司、大石眞両氏ら憲法史を専門とす

る憲法學者の手により歴大な史資料を蒐集、分析した実証的で重厚な研究の積み重ねがある。長尾龍一氏ら法思想史や坂本一登氏ら政治史の研究者からも示唆に富む研究が多く発表されてきた。これら代表的で古典的ともいえる研究を踏まえ、その後も興味深い研究が公にされている。しかし依然として、少なからぬ研究上の課題が残されていることも否めない。その一つが法と政治を架橋する領域に存在する課題である。そうした課題を多少なりとも解決するべく、とりわけ明治帝室制度の形成過程について立法関係者の帝室観と官府関係論という二つの視点から接近を試みることにしたい。

本稿では、明治一四年政変から伊藤博文らが憲法調査のため渡欧した時期を中心に、立憲政体をめぐる路線対立を踏まえて、明治帝室制度をめぐる岩倉具視と伊藤の帝室論・官府関係論の変容と井上毅や柳原前光、そして「帝室論」を発表して論壇のみならず政官界の議論に一石を投じた福澤諭吉の帝室観の影響力を考察の対象とした。いうまでもなく、この二つの視点は各々天皇親政論と天皇不親政論と密接に関連している。また概して、前者の立場は官府一体論に、そして後者の立場は官府分離論と結びつく傾向がある。しかしこれはあくまで相互の関係を合理的に考えた場合の話であって、皇室財産論における王土論・反王土論についてみれば明らかのように、とりわけ政治の世界においては非合理的思考に基づく非合理的行動が罷り通るのが常である。

こうした理解の上に立って、まず同時期に井上毅が岩倉や伊藤に如何なる憲法意見書や施政意見書を具申して漸進主義的立場からプロシア流政体論の優越性とイギリス流政体論の急進性・危険性を唱えたかを明らかにしておきたい。同時にこの頃、政府内外には宮中派や武官派、官僚派や元老院議官派からなる中正党のような保守派が存在し、天皇親政論の立場から井上に近い統治論を掲げて元老院改革や内閣職制改革を主張した。保守派は開拓使官有物払下げ事件を批判し、大隈重信・三菱・福澤ら急進派の追放を唱えた。こうした政治勢力の実態と主張を検討することで、井上の位置づけとその天皇統治論の意義を考察したい。

路線論争に勝利したといっても、天皇が如何に統治に関与すべきかといった政治課題は残され、井上の唱える天皇統治論がどこまで実現するかは依然として不透明であった。明治一四年九月に伊藤に提出された「内閣職制意見」は中政党の政府改革論に近く、「天皇親臨」は「内閣職制」ではなく別途「天皇ノ職制」に規定すべきとし、天皇親裁を自明のこととした。しかし、こうした井上の天皇統治論に岩倉は冷淡であった。井上の予想に反して、岩倉は福澤の「帝室論」に共鳴したのである。かかる岩倉の変貌についても考察を加えてみたい。

岩倉の変貌ぶりに動揺した井上は、政権内でしだいに主導権を掌握してゆく伊藤の動向にも警戒の目を向けるようになった。伊藤の天皇統治論は井上よりもむしろ福澤の帝室論に近かった。こうした伊藤の帝室観については再吟味が必要であろう。こうした視点から、あらためて伊藤の欧州での憲法調査を再検討し、ウィーンでのロベルト・フォン・シュタインとの「邂逅」の背景とその意義について明らかにしたい。この「邂逅」をお膳立てしたのは、井田讓駐塙公使や渡邊廉吉ら在塙公使館員だけではなかった。伊藤がシュタインに傾倒し、日本への招聘に熱意を示した背景についても柳原前光駐露公使を軸に再検討を加え、シュタインの明治皇室制度の形成に対する決定的影響について明らかにしてゆきたい⁽¹⁾。

二、明治一四年政変と井上毅・中政党の統治論

明治一四年六月、井上毅は右大臣岩倉具視の下問に答え「憲法意見(第二)」を提出した。同年一〇月の政変に先立ち、井上は同意見書において、明治国家の採るべき政治制度として英国流の議院内閣制を捨て、プロシア流の超然主義的内閣制を採⁽²⁾んだ。

立憲ノ政ヲ行ヒ民会ヲ開クニハ先ツ其時期ノ適度ト及其立憲政体中、何等ノ制度カ尤モ我国体民俗ニ適スベキヤ否ヲ講究スルハ不可欠ノ要用ナルベシ。今其時期ハ既ニ熟セリト。仮定セハ次ニ制度ノ事宜ヲ問フノ場合ニ到着セリ。欧州各国ニ行ハルル立憲ノ政体、其標的ハ大抵同一ナリト雖モ、其方法順序ハ各々其国ノ開化ノ度ト国体民俗トニ從テ多少ノ異同アリ。(中略)

立憲ノ大事、方ニ草創ニ属シ、未タ實際ノ微驗ヲ經ス、今一時ニ急進シテ、事後ノ悔ヲ致シ、或ハ予ヘテ後ニ奪フノ不得已アラシメンヨリハ、寧ロ普国ニ倣ヒ歩々漸進シ以テ後日ノ余地ヲ為スニ若カズト信スルナリ。

井上はわが国に欧州の立憲制を導入する際、日本の「開化ノ度」を考慮し、「時期ノ適度」の見地から漸進的なプロシアの内閣制度をモデルとすべきとの考えを示した。同年に井上が記した「人心教導意見書」には、「全国ノ大勢ヲ察スルニ至テハ、不平ノ氣、転タ一層ノ激迫ヲ加ヘ、(中略)風潮ノ激スル所、先ツ人心ニ入ル、是レ蓋シ一二不平ノ徒、熱躁ノ士ノ能ク作為スル所ニ非サルナリ」といった觀察が加えられていた。井上はこうした観点から漸進的な政治制度こそ日本に相応しいと考えたと⁽³⁾いつてよからう。

また井上は同年、岩倉に提出した『憲法意見十四年機密文書』に残された「政府施政意見」において、「凡ソ一国ヲ主宰スルノ政府タル者ハ、一定ノ性質ナカルベカラズ一定ノ線路ヲ取ラザルベカラズ。我政府ハ明カニ自由寛仁ヲ以テ性質トシテ而シテ漸次進歩ヲ以テ線路トスル者ナリ。(中略)十数年ノ間逐次挙行スル所ノ者一ニ皆上ヲ損シ下ヲ益シ猛ヲ去リ寛ヲ主トシ私ヲ棄テ公ヲ取ルノ意ニ由ルニ外ナラズ」と論じている。⁽⁴⁾ここでも井上は、政府の「一定ノ性質」、「一定ノ線路」として同様の漸進的な方向性を示唆しているといえよう。

大隈重信らの急進的な英国式の議院内閣制を危険視したのはもちろん井上だけではなかった。政府主流派に加え、中正党に集った保守勢力もまた強い危機感を抱いて活発な動きをみせた。⁽⁵⁾そうした動きを理解する前提として、伊藤ら政府首脳や侍補職廃止後の宮中派の動向も視野に入れておく必要がある。伊藤は前年、一三年以来、

財政論をめぐる黒田清隆ら薩派との閣内対立の行方を懸念していた。一方、宮中派は侍補職が廃されて後も、最終決定者である天皇を擁し強い発言力を維持していた。とりわけ外債募集問題を契機に、佐佐木高行は土方久元や元田永孚ら旧侍補と連携し「十分内奏致させ可然決」するなど再結集の動きをみせた。⁽⁶⁾

こうした財政論をめぐる確執に大隈らの急進的な立憲政体論（国会論）が飛び火したことで、事態はより一層混乱の様相を呈した。とりわけ薩派が大隈の意見書を支持したことは内閣の分裂を加速化する懸念なしとしなかった。伊藤が同年一二月中旬に提出した立憲政体に関する意見書において、現下の状況を政府が收拾するため、「之を制するも激に至らず、之を縦つても慢にいたらず、進歩序を遂ひ、緩急宜きに当」る漸進的な変革に適した立憲制の樹立を構想していた。⁽⁷⁾

閣内の長派は大隈意見書に対しては消極的あるいは慎重な態度で臨むなど、おおよそ同派の頭目で政府の首班である伊藤の姿勢に従ったといつてよからう。天皇も伊藤に自重と関係者への周旋を期待したとみられる。元田によれば、天皇は伊藤と同じ長派の杉宮内大輔を通じて伊藤から「僕ハ他二見込ナシ、然レ共、建言御採用ナシトテ、直様辞職スルト申ス事モ致ス間敷」との言質を得ていた。⁽⁸⁾

伊藤は冷静に時代の流れを読み、様々な見解を整理する一種のバランス感覚に長けていたから、天皇のほかにも多くの支持を集めていたであろう。しかし政府の首班として指導力を発揮するには、一三年末の立憲政体意見書提出時のように、ときには辞職の覚悟を示すなど、不動の姿勢を貫くことも必要であったにちがいない。伊藤が意見書提出に込めたねらいは、もちろん国会論の進展にあった。⁽⁹⁾とはいえ、明治一四年の政局は国会開設の時期をめぐる議論百出、利害の錯綜も甚だしく、伊藤をもってしても閣内不一致の打開は容易ではなかった。かくして正念場であった同年一月の熱海会談も決裂し、伊藤の調整は不首尾に終わったのである。

ここで一気に事態を進展させたのが北海道開拓使官有物払下げ事件であったことはいうまでもない。佐佐木ら

宮中派も「政府不公平ヲ天下ニ示シテハ、幾度モ建言スベシ」と本気で「冠ヲ掛ケル」覚悟を表明した。⁽¹⁰⁾ 佐佐木や元老院議員らは機をみるに敏であった。同事件を契機に勢いづく民権派を横目に睨みながら、政權に政治的圧力をかけようとしたのである。⁽¹¹⁾ かかる民権派の台頭を視野に政府に対し一種の両面作戦を仕掛けたのは、天皇の信任厚い佐佐木の政治手腕をよく表しているよう。

同年八月末以降、土方が中心となり、吉井友実ら旧侍補らは政府の姿勢を質した。土方は払下げ反対を主張する大隈にも民権派との提携の疑惑があることを喝破した。従前より佐佐木と連動していた谷干城も鳥尾小弥太や曾我祐準ら武官派を糾合し、建白書の提出に及んだ。武官らの建白には、「立法行政司法の三大権悉く之れを一内閣に統べ、親政の名ありて其実なければ、(中略)天下臣民の疑惑を生ずる」とし、「速に元老院に立法の大権を委ね、陛下親臨して法令を議せしめ、其決する所に由つて之を親裁し、以て之を内閣に付し施行せしむるの制」に改変するよう求められている。⁽¹²⁾

谷ら武官派が政府改革にまで言及し、しかも天皇親政論を掲げているのは、佐佐木ら宮中派との意見交換を強く示唆しているといえよう。佐佐木は政權の動向を注視しつつ、他方で「大隈・岩崎・福澤等申談ジ、河野モ同断、板垣等ト意脈ヲ通ジ、事ヲ取ルノ策ナリ」と同年九月一六日の日記にみえるように、大隈の周辺情報を中心に民権派の動きにも注意を向けた。また同日の佐佐木の日記には、「大隈ハ、愈岩崎彌太郎・福澤論吉ノ力ヲ借り、民権家ヲ味方トシテ、今時ノ事件ヲ防禦ノ策也」ともみえる。⁽¹³⁾

こうした佐佐木らの動きに対し、金子堅太郎、三好退蔵、田中耕造ら官僚派も同調した。佐佐木は「政府方トカ民権方トカニハ与スベカラズ(中略)吾輩ハ中正ヲ踏ンデ立ツノ主義ナル」旨を表明し、中正党が結成された。これに先立ち、佐佐木は伊藤と面会し、伊藤は「開拓使云々ハ敢テ弁解セズ、聖上還幸ノ上、尚又御処分アルベシ、只、一方ノ民権家ヲ引込ミ、権力ヲ伸バサントスルノ徒ニ、深く苦心ス」と述べた。これを受け、佐佐木は

「持論ヲ以テ、今般ノ事件ハ、開拓使云々ヲ公明正大ニ処シ、一方ノ奸徒ヲ払フベシト、又処分ハ、参議ヲ一時廢官論ヲ申述べタルニ、如此コトハ甚ダ六ツカシトノ答也」と記している⁽¹⁴⁾。

結成早々の中正党は会合を開いて連署建白を話し合い、結果として佐佐木が大臣方に口上を述べるにとどまった。このとき政府内では徐々に、事態を紛糾させた大隈意見書や開拓使官有物払下げ事件を大隈の追放により収拾する方針が固まっていた⁽¹⁵⁾。佐佐木は土方と連携しつつ元老院議員派や武官派に働きかけ、「大隈の処分」と「開拓使官有物払下げの中止」、「政府改革」を政府首脳に迫った。天皇の還幸後、佐佐木ら宮中派は一段と運動を活発化したが、中正党の一番のねらいであった内閣の組織改革（「政府改革」）はまたしても見送られた。

いずれにせよ、明治一四年政変は、北海道開拓使官有物払下げ事件を除けば、大隈・三菱・福澤グループの追放に決着した側面が濃厚である。大隈らの英国流の急進的政体案が排除され、伊藤らが主張するより漸進的なロシア流の立憲君主制が路線論争に勝利した。もちろん井上毅も路線論争の勝利者の一人である。しかし、漸進的な立憲君主制といっても、天皇が如何に統治に関与するかは明治一五年以降の大きな課題であった。依然として、井上の天皇統治論が最終的な勝利を獲得する保証はなかったといわねばならない。

三、天皇統治論をめぐる相剋と岩倉具視の変貌

政変後の立憲君主制をめぐる議論に入る前に、福澤研究者である渡辺俊一氏の井上毅論にも若干ふれておくことにしよう⁽¹⁶⁾。渡辺氏は自著において、「井上毅が説く大隈陰謀論とは、まさに井上毅自身の陰謀であった」とはっきり結論づけている⁽¹⁷⁾。大隈や福澤が井上とは反対の路線を推進している以上、実際政治の面でも井上が大隈一派を排除する上で一定の役割を果たした可能性を否定するものではない。しかし井上が「大隈陰謀論」を主唱し、

陰謀を主導したと断定するにはもう少し十分な証拠の提示が必要ではなからうか。たとえば、『保古飛呂比』にみえる金子堅太郎の佐佐木に対する報告から井上や金子の「大隈陰暴論」を論じ、元田を介して同郷の井上と佐佐木の関係を断定的に扱うのはいささか早計に過ぎよう。佐佐木と金子の関係やその「中正」の立場については、同年九月二四日から同月二六日までの佐佐木の日記から十分うかがい知れよう。⁽¹⁸⁾

渡辺氏のいう「井上の陰謀」を裏付けるに十分な決定的証拠に欠けることは同氏自身も認めるところであるが、もちろん「工作」や「陰謀」といった事柄の性格上やむをえない部分もある。とまれ、渡辺氏が先行研究を踏まえながら、井上が大隈らの英国型政体論の対立軸を提示すべく、「アンチテーゼとして」プロシア型政体論を持ち出したとする指摘は肯首しえよう。ただし筆者は、たとえ井上によるプロシアモデルの理解に混乱があったにしても、それが直ちに「英国モデルに対抗させるアンチテーゼとしての意味しかな」とは考えない。⁽¹⁹⁾

すでに前章において、伊藤と井上がそれぞれ独自の立憲政体論を展開し、そこで漸進的なプロシアモデルを選択し、提示していたことを確認した。明治一三年一二月、伊藤は立憲政体に関する意見書を提出し、その中で漸進的立憲制を構想した。また、井上も翌一四年六月、岩倉の求めに応じて「憲法意見(第一)」を作成し、やはりそこで「普国ニ倣ヒ歩々漸進」こそわが国の「国体民俗ニ適スベキヤ」と論じたことは上述の通りである。

伊藤や井上が漸進的なプロシア型政体論を選択したのはあくまでそれが日本の「国体民俗」に適するからであり、大隈らの急進的な英国型政体論に対する単なるアンチテーゼであったというわけではない。それは伊藤や井上の主体的判断であった。そもそも井上が論じたように、その根底には「此ノ二様取捨ノ間ハ、実ニ今日ノ廟模、以テ永遠ノ基本ヲ立テ、百年ノ利害ヲ延クベキ者ニシテ、最要至重ノ問題ナリ」との確固たる認識があったといえよう。⁽²⁰⁾

明治一四年一〇月初頭、佐佐木ら中正党のメンバーは谷のもとに集会して、同党の「趣旨書」を作成した。同

書には次のような内容が盛られた。⁽²¹⁾

一、某等ハ、同志相計リ、

帝室ヲ翼戴シ、立憲政体ヲ建テルヲ目的トシ、急激ニ走ラズ、姑息ニ流レズ、中正不偏ノ主義ヲ以テ、国家ノ安寧ヲ維持シ、人民ノ幸福ヲ保護セン事ヲ期シテ、團結シタルモノニ候、

一、某等ガ今日ニ在ツテ急務トスル所ハ、断然内閣ノ組織ヲ更革シテ、臨時行政顧問ノ会員ヲ勅撰シ、同時ニ国憲調査委員ヲ命ジ、明治八年ノ聖詔ヲ決行セラルルノ二事ニ有之候、

要するに、中正党は穩健な立憲君主制を不偏不党の立場から主張し、内閣制度を变革して勅撰議員による臨時立法諮問機関や憲法調査会を發足させ、明治八年の漸次立憲政体樹立の詔の実現を主張していた。これはあくまで中正党の合意事項であつて、必ずしも直ちに佐佐木の持論ないしは宮中派の考え方と一致するというわけではない。それは佐佐木が日記に「高行等ノ持論ハ、余程深意アレドモ、多人数故、口外モ出来兼ヌル故ニ、右ノ如キ粗略ニテ止メタリ」と記していることから明らかである。

こうした佐佐木を中心とする中正党の内閣制度改革論に対して、政府首脳も一定の理論武装と対案を検討した。明治一四年九月二一日付で井上毅は伊藤參議に対して以下のような「内閣職制意見」を提出した。⁽²²⁾

内閣之職制ニ付旧ト

天皇親臨云々ト云ルガ如キハ天子ノ職制ヲ示ス者ニ類シ、贅言ニ過キズ。其他ハ大臣ハ天子ヲ輔翼シナドモ有振シタル陳言ニ候ヘハ、却而削除候方可然奉存候。

維新以來内閣職制之更正已ニ七八度ニ及候。皆左遷右移ニ過キズ、今度ハ陳腐ヲ去リ稍ヤ憲法之基址ヲ為シ面目ヲ一新被成候方可然奉存候。

井上は以上のような基本認識に基づき、太政官制を廃止して新たな内閣制の構想を伊藤に提案した。井上の内閣制に関する意見は未だ具体化の不十分な部分があるにせよ、大筋において中正党の考え方に近い。井上は意見書の冒頭において、天皇親裁の規定を削除する提案を行っているため、この点について一見消極姿勢に転じたかのようにみえるが、そうした見方は早計であろう。井上は、「天皇親臨」は「天皇ノ職制」に規定すべきで、「内閣職制」には不要と考えたにすぎない。意見書の末尾に天皇と大臣、諸省卿、参議院（参議）の構成図を新旧対象の形で掲げていることから明白なように、天皇親裁は井上にとって自明であったといえよう。⁽²³⁾

この意見書には重要事項が列記され、項目によっては疑問符が付されている。井上はそれまで多くの重要案件について、岩倉や伊藤など政府首脳の下で起案作業に従事してきた。岩倉に比べ緻密な思考能力を有し欧州の知識にも明るい伊藤に対して、井上は逡巡せねばならない場面も多く、慎重姿勢をとらざるをえないことも少なくなかった。

上掲の「内閣職制意見」の起草にあたっては、伊藤への忖度が多分に働いたにちがいない。かつて飛鳥井雅道氏が名著、『明治大帝』において指摘したように、岩倉や伊藤と井上の関係は大隈と矢野文雄との関係と同様に「党」でもなければ「陰謀」とよばれる性格をもっていたわけでもない。⁽²⁴⁾ 後述するように、井上は福澤を論敵とみたにちがいないが、少なくとも政敵と捉えていたと軽々に判断するべきではなからう。

岩倉と井上の関係についてはすでに述べた通りであるが、岩倉と福澤との関係については少し注意深くみておく必要がある。二人の関係は明治初年より良好であった。明治一四年政変後も両者は比較的従前と変わりない関係にあったことはよく知られている。福澤研究者の小川原正道氏も福澤の「天皇論」の中で、岩倉が福澤の「帝室論」に共鳴したことに関心を寄せている。⁽²⁵⁾ 一見政治的立場を異にする岩倉については、佐々木克氏の評伝、

『岩倉具視』を参照し、佐々木氏が岩倉の天皇観について、天皇親政に近い精神を尊重するようなものと想定した点をあげ、⁽²⁶⁾「この推測が事実とすれば、『帝室論』への賛同は理解しがたい態度だが、あるいは、天皇自身が政治的闘争に巻き込まれず、また政治的責任を問われないという意味で、『帝室論』に賛同したのかもしれない」と論じている。⁽²⁷⁾すでに論じたように、岩倉は純粋な天皇親政論者ではなかった。しかも岩倉は佐佐木ら侍補グループの天皇親政運動への反感から官府分離論に傾いていったと考えられる。そこにはすでに天皇不親政論を受け入れる素地があったにちがいない。

したがって、岩倉と井上の関係もこれまでと同様ではなくなった。とりわけ天皇統治論についてはそれが顕著であったと筆者は考える。まず明治一五年の段階で政権の首班的立場にあったのは、参議の伊藤にほかならない。井上は同年一月二四日付の伊藤宛の書簡に以下のように記している。⁽²⁸⁾

此元新聞紙外之事情は近来三田之先生一種之調和論を唱へ、陽に大政權、張兵備、徴租税之説をなし、帰する所は衆望を収めざれば租税不可徴、兵備不可張、政權不可大之意に有之、つまり英国政体論を巧に換骨奪胎したるものに而、即ち税權を以而多数之力に帰し多数党を以而内閣を組織する之宿論に外ならずと相見候処、怪むべきは長袖や歌よみ又は迂闊の儒者敗杯には其説に心酔するもの多く、彼れも亦務めて奔走之勞を厭はず貴顕之家に勸説し、廿三年猶早杯御世事を吐き散し、又帝室之尊嚴を永遠に保持すとの彼英国虚器之帝實を以而我か中興之立憲に当てはめんとす。是亦一奇事に有之候。

彼の帝室論の余派（波―筆者）は即ち帝室財産説に浸及し、政府と帝室とを区別する之僻説に落入り、我か官府一体之制を破壊する之漸を為すに至らん事を恐る。（以下略）

井上は福澤らの所説を「つまり英国政体論を巧に換骨奪胎したるもの」とし、「多数党を以而内閣を組織する

之宿論に外ならず」と喝破した。「彼れも亦務めて奔走之勞を厭はず貴顕之家に勸説」し、結果として帝室を「英国虚器」とすると危険視したのである。そして井上が最も懸念したのは、「我か官府一体之制を破壊する之漸を為すに至らん事」であった。官府一体論の立場から、井上は福澤の『帝室論』を排撃したといえよう。

これについて、鈴木正幸氏は「井上は、政府部内にある皇室財産設定論も知らず知らずの内に、福沢のイギリス型帝室すなわち君臨すれども統治しない帝室の主張にはまり込んで見たと見ただであった」と論じている。⁽²⁹⁾同じくこの書簡に注目した坂本一登氏は、井上が「帝室を政治社会の外に置こうとする福沢の『帝室論』が官民に浸透することを警戒し、(中略) これまでの岩倉と井上毅の関係や二人とも共通の『官府一体』論を持つことを考慮に入れるならば、岩倉に対しても同様の進言をなしたとしても不思議ではない」とするが、その可能性は少なからう。⁽³⁰⁾

なぜなら岩倉はもはや官府分離論に立っているからにはかならない。そう考えると、これ以降も岩倉が福澤に同調していることも理解しやすい。福澤の「帝室論」は天皇親政論か天皇不親政論か、はたまた官府一体論か官府分離論かを判別するリトマス試験紙の性格をもっていたといっても過言ではなからう。

四、井上毅・福澤諭吉・伊藤博文の帝室観

すでにみたように、井上は論敵、福澤を激しく批判した。井上は「政府と帝室とを区別する之僻説に落入り、我が官府一体之制を破壊する之漸を為すに至らん事を恐る」と論難したように、福澤の言動を警戒した。⁽³¹⁾福澤のいう「君臨すれども統治しない」英国型立憲君主制が政府内に流布する危険性を井上はひどく恐れたのである。明治一五年四月に伊藤に宛てた書簡において、井上は以下のように述べている。⁽³²⁾

福澤時事新報ニ出せる帝室論、大ニ世間の喝采を得候、官吏中ニも大抵賛成之色ニ相見へ候、其趣意之在る所ハ、全ク英国之国王ハ臨御而不統治之説ニ有之候処、耳食之徒ハ皆其説之巧なるに心酔して其真相を看破する事態はず、実ニ痛嘆ニ堪へず奉存候（後略）

時事新報に掲載された福澤の「帝室論」は、「世間の喝采」を浴びただけでなく、井上が懸念したように「官吏中ニも大抵賛成之色ニ相見へ候」有り様であったとされる。井上は福澤の「帝室論」の「趣意」を「全ク英国之国王ハ臨御而不統治之説」と解し、その巧みな言説に心酔してその真相がみえなくなる者の続出に慨嘆したのである。帝室に政治的中立性を求める福澤の主張は、まぎれもなく天皇不親政論にほかならなかった。井上は自らが依拠する宮府一体の天皇親政論を真つ向から否定する「帝室論」に対して、憤慨し反発していたことはまづがいがい。

しかし、この井上の伊藤宛書簡の内容はだいぶ誇張されていることを指摘しておきたい。同書簡は憲法調査のため渡欧した伊藤に宛てられたものである。伊藤にまつたく日本国内の情報が伝わっていないわけではないが、一四年政変で大隈らとともに追放された一言論人である福澤に伊藤が井上ほどに高い関心を保持していたとは考えにくい。いかに井上とプロシア流の憲法をめざす共通の志向を有していたにしても、伊藤が「帝室論」をめぐり井上と同様の危機感を共有したとは思われない。よって、井上の書簡にはむしろ伊藤の歎息を買いたいばかりに過度の誇張が加えられた可能性が想定される。

なぜなら客観情勢として、福澤の「帝室論」は帝室を「政治社外」に置くべきとしたため、勤王家や復古主義者から手厳しい批判を浴び、弁明を余儀なくされたからにはほかならない。福澤がその後『尊王論』を執筆せねば

ならなかった所以である。「帝室論」に対しては、帝室を虚器に擁せんとするものという批判が絶えなかった。⁽³³⁾したがって、「尊王論」には「我輩は徹頭徹尾尊王の主義に従ひ帝室無窮の幸福を祈るのみならず、其神聖に依て俗世界の空気を緩和するの功德を仰がん事を願ふ者にして、其幸福を無窮にし其功德を無限にせんとするが故に政治社外と云ふのみ」と記されている。⁽³⁴⁾

これに加え注意しておきたいのは、渡欧した伊藤が大きな影響を受けることになるローレンツ・フォン・シュタインと福澤との間にはすでに交流があったという事実である。明治一五年六月二日付の時事新報にも掲載された福澤宛のシュタイン書簡には、以下のような下りがみえる。⁽³⁵⁾

余ハ足下ノ公法時事ニ関スル著書ノ甚タ簡短ナル抄訳ヲ、日本毎週メーラ新聞ニ於テ一読セリ。斯ル日本政体改良ノ為メニ大切ナル著書ノ全文カ、或ハ其重ナル部分ノミニテモ、欧州中何レノ国語ニカ翻訳スルヲ得バ、政体学一般ノ為メノミナラス、広ク日本国ノ名声ヲ發揚スルニ大切ナルハ、余カ信スル所ナリ。余ガ敬愛スル朋友、前キノ維納府在留日本公使井田讓君及ヒ書記官本間清雄君、余ノ書簡ヲ足下ニ送致スルノ厚情ヲ辱フセシヲ以テ、敢テ一書ヲ呈ス。余ハ此頃日本法律ノ歴史及ヒ其政体研究ニ従事セリ。若シ日本人民ノ声誉ヲ伝播スルノ一助タラバ、余ガ悦何ソ之ニ如シ。蓋シ日本人民ノ近頃十七年間非常ニ進歩シ、且ツ後來太平洋ノ一大開明国タルベキハ、各人ノ許シテ以テ尊敬セサルヲ得サル所ナリ。余ハ埴地利科学校ノ社員ナレハ、余輩近刻ノ一書ヲ呈ス。余カ社員ノ眼ヲ日本歴史ニ注クノ深切ナルハ、此書ヲ一覽アリテモ知ラルヘシ。願クハ足下此著書ト余ガ書簡ヲ受納シテ、余カ足下ヲ尊敬シ又貴著ノ詳細ヲ知ラント欲スルノ一証トナサバ感謝ニ堪ヘス。頓首。

ここで「足下ノ公法時事ニ関スル著書」とは、明治一四年七月二九日に東京は三田で脱稿した『時事小言』をさしている。同書において、福澤は立憲政体について取り上げている。これは伊藤、井上馨が福澤にもちかけた

有名な政府新聞発行計画の頓挫に対し、福澤が兩名を突き上げた際に一読を乞うた書にほかならない。福澤はこれを英訳してシュタインにも送っていた。なお、すでにこのシュタイン宛福澤書簡については、ドイツのキール図書館所蔵の「シュタイン文書」に基づく早島瑛氏の優れた論考がある。⁽³⁶⁾

福澤は時事新報の明治一五年三月二日付の社説「伊藤参議ヲ餞ス」において、「我輩が特に参議に求る所は唯独逸にある憲法律令の死文を見ることなくして、其憲法が該国民に向て如何の影響を為す暇を視察し、文面には斯くあれども実際には斯く行はるるとの情況を見聞し、其文面と実際と相異なる所以の原因を探偵し、此法令を何かの国に採用したならば如何の成跡を呈す可きやを推究するの一事に在り」と極めて重要な指摘を行っている。⁽³⁷⁾これが同年三月一四日に憲法調査のため渡欧すべく横浜を発った伊藤一行への餞の言葉であったことはいうまでもない。

伊藤の憲法調査がドイツを中心に進められることはすでに出発時、既定の方針であった。岩倉の名をもって井上毅が伊藤に提示した「綱領」には、「漸進主義ヲ失ハザル事」との項目が立てられていた。⁽³⁸⁾井上は伊藤に籜を嵌めようとしたにちがいない。憲法の基本方針だけでなく、井上は「帝室之継嗣法ハ祖宗以来之模範ニ依リ新ニ憲法ニ記載スルヲ要セザル事」も加えた。井上はさらに天皇大権事項にも踏み込み、朱書で「内閣ノ組織ハ議院ノ左右スル所ニ任ゼザルベシ」とし、議院内閣制への傾斜に歯止めをかけたのである。このように、井上は福澤だけではなく伊藤にも厳しい姿勢で臨んだ。

しかし、伊藤は現地で実に敏活な行動に出た。伊藤は明治一五年八月八日、ベルリンでルドルフ・フォン・グナイストとアルベルト・モッセと交流後、一路ウィーンをめざし、到着するや否や、問髪を入れずシュタインと会した。そして三日後には、岩倉に書簡を宛ててグナイスト、シュタインに接して「国家組織の大体を了解する事を得て、皇室の基礎を固定し大権不墜の大眼目は充分相立候」と何とも気の早い報告を行ったことは注目に値

しよう。実はこれには周到なお膳立てがあった。上掲の福澤宛シユタイン書簡にもみえるように、オーストリアには井田讓公使がその頃駐在し、その配下に在奥国公使館外務書記生として渡邊廉吉がシユタイン教授と親密な関係にあったことは以前、拙稿でふれた通りである。⁽³⁹⁾

さて、上掲の伊藤宛井上書簡にみえる「官吏中ニも大抵賛成之色ニ相見へ」というのは井上の印象論といった方がよいのではなからうか。「帝室論」に対して明確に賛意を表明していたのは岩倉であった。晩年の岩倉が「帝室論」を高く評価したことについてはすでに述べた通りである。むしろ井上が警戒していたのは、伊藤が岩倉のように福澤の帝室観に共鳴することではなかったか。

福澤が「帝室論」に次いで時事新報に発表したのは「藩閥寡人政府論」である。福澤が指摘したように、新政府は「強藩の士人」の政権に帰し、まさに有司専制の体制となった。同社説において、福澤は「寡人政府は其氣常に飽へて百事意の如くならず些々たる事由よりして官民の不調和を醸す」とし、国会開設に向けてはむしろ官民調和こそ必要であるとの論陣を張った。この時期に福澤がかかる議論を展開したのは、いうまでもなく藩閥政府がプロシア流の憲法制定をめざす方針を決定したからにほかならない。こうした政府の既定の路線では新たな政体に福澤の望む「自由寛容」を求めることは甚だ難しいと考えたのであろう。⁽⁴⁰⁾

福澤はそもそも国会開設により官民調和の実現をめざしていたから、同社説において人材の登用を通じてそれを実現する方策を説いた。ために同年六月八日、時事新報は発行停止の処分を受けることになったのである。もちろんこれに福澤が納得するはずがない。福澤がこの社説で主張したかったのは社会の調和(官民調和)であるから、当局の処分に「困却」したのも当然であろう。その後も福澤は主張を変えず、むしろ官途を求める背景にある官尊民卑の風潮に警鐘を鳴らした。同年六月二三日の「漫言」、「官の為に鳴き私の為に鳴く」にも、晋の恵帝の逸話を引いて「当今我日本国の蛙は、官地に在る者と民地に在る者とは全く其音声を異にし、民蛙が急々

ゆぎゆ鳴て窮すれば、官蛙はお歴々お歴々と鳴て威り」と官民の軋轢を巧に諷した。⁽⁴¹⁾

岩倉亡き後、政権の主導権を掌握する可能性の高い伊藤は、皇室をして宗教に代わる民衆の精神的統合の中核とみなしていた。それだけに、井上は福澤の言説を強く警戒したことはまちがいない。⁽⁴²⁾井上は岩倉に次いで伊藤が官府分離論に傾くことを恐れた。さらに井上は福澤の「皇室論」が持説であるシラス論をも破綻へと導く危険性も懸念していたのではなからうか。いずれにせよ、福澤が皇室に求めた「緩和力」やその結果としての「皇室の独立」といった皇室観には伝統的な日本の皇室のあり方と高い親和性があった。天皇親政論の立場に立つ井上は警戒するのも蓋し当然である。福澤は、「内政の艱難に際し、民心軋轢の惨状を呈するに当りて、其の党派論には毫も関係するところなき一種特別の大勢力を以て讐方を緩和し、無偏無党、之を綏撫して各々自家保全の策に従事するを得せしむるは、天下無上の美事にして人民無上の幸福と云ふべし。是れ吾輩が偏へに我が皇室の独立を祈願する由縁なり」とし、皇恩の尊さを高唱した。すなわち福澤は、皇室に「一種の緩和力を頼て其社旗の安寧を維持」することを期待したのである。⁽⁴³⁾

五、伊藤博文とシュタインを仲介した柳原前光の皇室論

上述のように、伊藤の憲法構想に絶大な影響を与えたシュタインは、早くにジャパン・ウィークリーメール紙を通じて福澤の筆になる『時事小言』に多大の関心を寄せていた。それではいったいシュタインは『時事小言』の何処に注目したのかいささか疑問を呈する向きもある。伊藤がぞつこん惚れ込みわが国憲法の基本構想をシュタインの学説に依拠しようとしたのに対して、そもそも福澤がそこで展開しているのはイギリスの議院内閣制を範にしていたからにはほかならない。筆者はそれに加えて、日本の皇室制度のモデルをオーストリアに求めた

柳原前光の着想と言説をも視野に入れて以下論じてみたい。⁽⁴⁴⁾

前章で取り上げた明治一五年のウィーンでの伊藤とシュタインとの出会いはきわめて重要であり、もう少し詳細かつ丁寧にみておこう。一口にしていえば、伊藤にとつてベルリンとウィーンの空気は大きく違っていた。ウィーンでシュタインに面会直後に伊藤が岩倉に宛てた書簡には、「スタインに一面識仕候而も、既に其説く所、英仏独三ヶ国の国体及び其国の学師等の主説とする所を分前して、以て小生の感銘を興起せしめ申候」とみえる。⁽⁴⁵⁾ 伊藤が欧州での憲法調査から帰国後、明治憲法の起草作業は着実に進んだ。そのため、伊藤ら一行の憲法調査が実際以上に精力的かつ生産的に進化した印象を抱きがちである。その結果、帰国後の伊藤を「立憲カリスマ」と過大評価を加える傾向も見受けられる。⁽⁴⁶⁾ もちろんこうした傾向を正面から捉え直し、伊藤の欧州での実際の生活を関係資料から描き出すことにより、それが「極めて紆余曲折に富んだものだった」と再評価した瀧井一博氏のような指摘もある。⁽⁴⁷⁾

グナイストが一行に冷淡であつたばかりか、弟子のモッセの講義も無味乾燥なものであり、伊藤にとつてベルリンでの生活はとても充実していたといえるものではなかった。伊藤にしてみれば、法律の逐条的解釈からは期待したような血となり肉となる良質な材料を入手することは期待できなかつた。伊藤らが悲観的になりがちだったのも領けよう。瀧井氏が指摘するように、伊藤の統率力にも疑問符がつけられ、一行の中にも意欲の喪失感や沈鬱な空気が漂い、伊藤に対するあからさまな批判を口にする者も現われたともいわれる。⁽⁴⁸⁾ これが八月を迎えウィーン入りするや、伊藤らを取り巻く雰囲気は一変することになった。

かつて清水伸氏は「伊藤博文は明治十五年八月八日、オーストリアの首都ウィーンに着くと、その日のうちにロレンツ・フォン・シュタインに会った。伊藤の憲法的信念の飛躍は、この初対面からはじまっている」とし、シュタインがベルリンでドイツ語による講義に難渋していた伊藤に配慮して、伊藤の得意な英語により談話する

ことで安堵させたことを指摘している。「シュタインは若いころ新聞記者の経験をもち、眼界が広く、学問も多岐にわたっており、その人となりは、明朗闊達で親しみに富み、その話は、きわめて明快で、理解しやすかった。彼は伊藤の訪問の目的をただちにつかみ、そこに焦点をあわせて意見を展開したが、それは伊藤の悩んでいた問題点を立ちどころに説明するものであって、伊藤をして快哉を叫ばしめずにはおかないものであった」という清水氏の巧みな描写は当時の情景を彷彿とさせ、実に示唆に富んでいるといえよう。⁽⁴⁹⁾伊藤がまさに「心私かに死処を得るの心地」と岩倉に書き送ったのも無理はなからう。⁽⁵⁰⁾

かくして伊藤はシュタインに面会したことにより大きな自信を獲得し、立憲制樹立に向け大きく踏み出してゆくことになる。上述のように、こうした重要な会談の雰囲気造りに貢献したのは、井田や渡邊ら在地公使館員であったことはまちがいない。井田は同年八月一九日付の伊藤宛書簡において、「石先生へ御面会相成豁然邦家之理御通会相成候との旨、我々等に於て始而我邦幸福之大運自今可見と雀躍之外無御坐候」と会談の成果を心から喜んだ。⁽⁵¹⁾渡邊もオーストリアの憲法や諸制度を研究すべく公使館に止宿していた伊藤のために立ち働いた。「公（伊藤―筆者）がスタイン教授の下に於て、欧州憲法の根本原理、其歴史及び実績を討究するに當つて、先生（渡邊―筆者）は公と教授との間に立つて通訳し、且説明の勞を取り、公の為に斡旋大いに努むるところあつた」とされる。⁽⁵²⁾

井田公使の提案もあり、伊藤は日本の組織をはじめ政治学の要領や憲法等公法の解釈にわたって優れた師であるとして、シュタイン招聘に動いたことは広く知られている。⁽⁵³⁾これほどまでに伊藤がシュタインに傾倒し、日本への熱心な招聘にまで一気に動く、その道筋をつけたのは果して誰なのか。この点をめぐってはこれまでも様々な説が唱えられてきたが、未だ確固たる結論が導き出されているわけではない。ヘルマン・ロエスレル、青木周蔵、河島醇、福澤諭吉などの名があげられてきた。いずれも一定の根拠が示められているものの、依然として決

め手を欠いている。⁽⁵⁴⁾

上述のような経緯から、筆者は井田譲や渡邊廉吉、その延長線上に柳原前光の名を挙げたい。その理由として、その他の人物らと異なり、シュタインの学問的卓越性や人物的魅力だけでなく、オーストリアの国制への理解が重要な鍵となると考えられるからである。すでに拙稿でも注目したが、その重要性に鑑み、いま一度明治一五年八月二〇日付佐佐木高行宛柳原書簡の関係部分を以下に抜粋する。⁽⁵⁵⁾

今般奥京ニ於テ、伊藤及岩倉具定ニ面会候際、懇々示談、具定ニモ篤ト愚意相含ミ、総テ臚立致置候間、此上同人勉強候へハ、奥国ノ制度ハ判然タルヲ得ベシ、帝室ノ制タル、愚見ノ所在ハ、基礎制度ノ確タルハ魯ニ採リ、而シテ仁愛君民親睦ノ活機ヲ奥ニ採リ候事、緊要ト存候

柳原はウィーンに入った伊藤と岩倉具定に直面すると、直ちにオーストリアでの調査の内容についての話し合に入った。柳原はとりわけ奥国制度の調査を担当する岩倉具定に持論を「篤ト」入説した。日本の帝室制度を考案するにあたり、柳原は「仁愛君民親睦ノ活機ヲ奥ニ採リ候事」を「緊要」と伊藤らに熱心に説明した。この考え方こそ、まさしくシュタインや福澤の理念と相通じるものであった。佐佐木への書面に「総テ臚立致置候」とみえるように、伊藤とシュタインとの「邂逅」⁽⁵⁶⁾は柳原の仲介により、渡邊らに在奥国公使館関係者の協力の下に周到に準備されていたとみてまちがいはなからう。

駐露公使であった柳原は、わが国帝室制度のモデルとしてのオーストリアの帝室制度を重視していた。よって、柳原は上掲の書簡の続きとして以下のような見解を佐佐木に伝えていた。⁽⁵⁷⁾

殊ニ前途帝憲確定ニ從ヒ、其際、動モスレバ君民権ヲ争フ如キ貌ヲ生シ易ク、又、政党ノ内閣所謂議院政府トナレ

バ、帝室ハ虚位ノ如シ、故ニ、此後常ニ帝室ノ仁恩徳義ヲ以テ、一種人民ト親昵スルノ活法無之テハ、平安保シ難ク、此事ハ過慮又ハ漢字者流ノ徒ニ類スルトノ御賢慮アルモ難図候へ共、能々未来ノ形勢ヲ御洞察被下候へハ、到底上下和服団結シテ内領一致セザレバ、平安ハ期シ難シノ義ニ対シ、此ノ活法ナクテハ不叶義、御承知奉願候、是ハ、我国ニテハ、帝室ト人民トノ対遇、将漸々存シ、奥国ノ例ハ甚ダ妙ナリト存候（中略）内国中人アリト雖モ、帝室ニ縁情遠キ人ハ、自ラ感覺モ少ナキ訳故、何卒、老台ハ朝廷ノ元老ナル而已ナラズ、帝室ノ輔弼ヲ以テ御自任有之、岩右府ト御協力御参画為国家奉願候、前件ノ主義ハ、伊藤ヘモ及内陳候所、同氏モ成程前途ノ形勢ヲ考フル時ハ、単ニ帝室尊嚴ノ二字ノミニテハ行ハレ難キ故、上下和睦ノ為メ、君民対遇ノ方法活機ヲ考究スルハ、其理アリト賛致候（後略）

ここに柳原が佐佐木に表明した考え方は、政党を基盤とする議院内閣制になれば「帝室ハ虚位ノ如シ」としつつ、「帝室ノ仁恩徳義ヲ以テ、一種人民ト親昵スルノ活法」により「平安」を保つことに期待している。柳原はまた将来を見据えて、「到底上下和服団結シテ内領一致セザレバ、平安ハ期シ難シノ義ニ対シ、此ノ活法ナクテハ不叶」との認識を示した。そうした「活法」について、柳原はわが国の「帝室ト人民トノ対遇、将漸々存シ、奥国ノ例ハ甚ダ妙ナリ」とオーストリアにモデルを求めた。

さらに注目されるのは、同書簡に「前件ノ主義ハ、伊藤ヘモ及内陳候所、同氏モ成程前途ノ形勢ヲ考フル時ハ、単ニ帝室尊嚴ノ二字ノミニテハ行ハレ難キ故、上下和睦ノ為メ、君民対遇ノ方法活機ヲ考究スルハ、其理アリト賛致候」と伊藤も柳原の考えに賛同したことが記されていることであろう。これは上述の「仁愛君民親睦ノ活機」と同様の発想に立っていることはまちがいなからう。もちろんこうした発想は、福澤の主張する「官民調和」とも符合するものといつて大過なからう。

福澤自身が後年回顧したように、「分権論」、「民権論」、「国会論」とともに「時事小言の如きは、官民調和の

必要を根本にして間接直接に綴りたるものなり」と論じている。⁽⁵⁸⁾「官民調和論」が福澤の政治論の基調となつてゐることはいうまでもない。この論説は「国会論」の続編に位置づけられるものであり、その特徴は過剰な「民権自由の論」にこそあるとして自由民権運動に批判の矛先が向けられていることにある。かかる福澤の政治論は実にオーストリアの王室論との親和性が高く、ここにシュタインは共鳴したのではあるまいか。シュタインが福澤の『時事小言』に強い関心を示した理由がまさにここにあったといえよう。こうした見方は、もちろん上述の早鳥説をさらに補強することにつながるものと考えられる。⁽⁵⁹⁾

もつとも、シュタインと伊藤、そして福澤が皇室をも含めた一種の「官民調和」を志向していたにしても、以上に論証してきた柳原の意図やこれに協力した井田、渡邊らが在奥国日本公使館のメンバーのお膳立てがあつて初めて伊藤による熱心なシュタイン招聘という実際の具体的な行動が生じたことにならう。

しかし、結果としてシュタインの招聘は実現せず、在奥日本公使館を通じた「対日講義」という形が採られた。この間、井上毅も伊藤の動向を注視し、渡欧先に書簡を送った。同年七月一三日付の伊藤宛の書簡において、井上は「近日福沢、副島杯類々官民調和論を主張之向有之候へとも外交上如是不始末に而は行先何等之政略も無覺束奉存候。憲法併外交上之目的合一せずして一時之調和は却而後日破裂之基」と警鐘を鳴らしていた。⁽⁶⁰⁾

おそろくこうした井上の書簡が伊藤の心を動かすことはなかつたであらう。なぜなら、もはや伊藤はシュタインと同じ地を踏んでいたからである。しかも伊藤は期せずして同年六月初旬にシュタインから、かの感慨深い書簡を受け取つていた。シュタインの書簡には『時事小言』に対する高い評価、すなわち福澤の「憲法論」、「国会論」、「官民調和論」という核心的な思想に対する理解が記されていた。同著作を「遂ニハ政府ノ交代ニ銃剣ヲ要スルノ場合ニ陥ルモ計ル可ラズ。最モ嘆カハシキ次第ナレバ、此度我輩ニ於テ国会開設ト意ヲ決シタル上ハ、毫モ一身ノ地位ヲ愛惜スルノ念アルナシ」と記された伊藤・井上馨宛書簡とともに渡したときの福澤の無念さを考

慮すれば、それは何とも不思議な歴史の妙というほかない。⁽⁶¹⁾

確かに福澤が『時事小言』でモデルとしたのはイギリスの議院内閣制であるが、シュタインは「政体学一般」にとつてその翻訳には価値があると断じた。明治一五年六月二日付の同書簡でさらに注目されるのは、シュタインが「余カ敬愛スル朋友」として前在奥国日本公使、井田譲らの名をあげ、しかも敢えて公使館がシュタインと福澤の仲介の労をとつていたことを明かしたことであろう。⁽⁶²⁾ 同書簡にはまた、「余ハ此頃日本法律ノ歴史及ビ其政体研究ニ従事セリ。若シ日本人民ノ声誉ヲ伝播スルノ一助ヲラバ余ガ悦何ゾ之ニ如シ」と記されている。シュタインのこうした日本に対する深い関心が両者の出会いをくしくも招来したのであろう。⁽⁶³⁾

以上に述べてきたように、伊藤とシュタイン、そしてお膳立てに深くかかわった柳原のベクトルは同じ方向を指し示していたにちがいない。単刀直入に言えば、それはオーストリアの国制であつたはずである。そこに認められるのは、まさに福澤がいうところの「官民調和」にほかならないであらう。少なくとも柳原は早くにわが国の皇室制度のモデルになりうるのは、ロシアとオーストリアであるとの確信を抱いていたことはすでに指摘した。明治一五年八月二〇日付の佐佐木宛書簡において、柳原が「帝室ノ制タル、愚見ノ所在ハ、基礎制度ノ確タルハ魯ニ採リ、而シテ仁愛君民親睦ノ活機ヲ塊ニ採リ候事、緊要ト存候」と繰り返して述べてきたところである。⁽⁶⁴⁾

六、明治立憲君主制に対するシュタインの決定的影響

明治一五年八月八日からおよそ三か月にわたるウィーンにおける伊藤へのシュタインの絶大な感化がなければ、近代日本の国制はかなり違ったものになっていた可能性があらう。ベルリンで苦衷を味わっていた伊藤に対し、包容力のある大学者、シュタインの説く立憲君主制国家がめざすべき憲法上の基本原則論は伊藤に多大の刺激を

与えずにはおかなかつた。上掲の岩倉宛伊藤書簡からシユタインの君主制論を一口にいえば、「況ンヤ君主ハ立
法行政ノ大権ヲ親ヲ掌ドリ、君主ノ認可ヲ得ズシテ一モ法律ト為ル者ナク、君主ノ許諾ヲ得ズシテ一モ施設スル
コトナキノ主脳タルニ於テヤヤ」ということなる⁽⁶⁵⁾。しかし、シユタインの立憲君主制に対する考え方はそう
単純ではなかつた。

伊藤の憲法調査も暑中休暇とあつてウイーンを訪問したが、熱烈な日本支持者たるシユタインは伊藤のために
隔日で貴重な時間を割いてくれた。その後、シユタインの講義を聴講するうちに自信をつけた伊藤は、同年九月
二三日付井上馨宛ての書簡に以下のように記した。⁽⁶⁶⁾

実に欧州政治学の進歩挽近に至り従前の面目を改めたりと謂て可なる者有之、就中英と仏と独と三国にて学問上の理
論實際両ながら異殊する事に至て其細微を悉し、妙味無窮を覚へ申候、主権論及び行政府の職権、民選議會に對する
の場合等至ては勿論已に其要領を得たる積に御座候、又議會の組織、選挙の方法、地方の組織、自治の体裁、制限等
略は其要は相分り候へ共、政府各部内の機関より人民社会の実況、其関係等アクチュワルのポリチックを聊か相学度
ものと奉存候へ共、未だ其場合に不至、何分着欧以来僅々四ヶ月余にして、此間独墺兩都の間に跨り従学罷在、我が
勉強力の達する丈は出精仕心得に御座候。

日の目をこそみなかつたが、伊藤が「独逸学問の根柢ある」を知り、シユタインをわが国に必須の人材とみて
繰り返し「博士スタイン雇人の儀」を井上外務卿に申し入れた背景がよく理解できる。伊藤は「常に日本の開明
に趣くの事情を心掛け、世界無比也として賞嘆し、帝室の万古不易なるを欽慕する」シユタインに大きな期待を
寄せた。ウイーンでのシユタインとの邂逅により、伊藤の憲法に對する信念は強固なものとなつたといえよう。⁽⁶⁷⁾

シユタインの講義を聴き終えた伊藤による手記が残されている。手記でまず興味深いのは、伊藤が「如御承知

憲法ハ大体ノ事而已ニ御座候故、左程心力ヲ勞スル程ノ事モ無之候得共、政治經濟ノ両途ハ実ニ国家ノ盛衰興廢ノ関スル所ニシテ、尤我國人ノ深く注意セサル所ニ御座候」と記していることであろう。ここで伊藤がいたいことは、いかによい憲法や議会ができて「施治ノ善良ナラサル時ハ」、よい実績があがることはないということである。すなわち「施治ノ善良」を保障する組織がしかるべく機能すれば、「帝室ノ威權ヲ損セス、帝權ヲ熾から盛ナラシム」とした。シュタインは「立君憲法政治」の三要素として帝室法、政府組織、立法府組織を重要視した。伊藤がシュタインの講義から実に大きな「光明」を得たことがわかる。まさに伊藤は、「シュタインの信者となっていた」といっても過言ではあるまい。⁽⁶⁸⁾

かつて坂本氏はこの頃の伊藤の書簡について、「憲法調査の意義とその成功を政府内に浸透させるといふ政治的意図が一貫して存在していた」と述べた。⁽⁶⁹⁾坂本氏の言説に賛同しつつも、筆者はむしろ、それは各国固有の歴史の変遷の相違を重視するシュタインの考え方に対する伊藤の共鳴に由来するとみる。欧州各国の立憲制はそれぞれの国々固有の歴史と分かち難く結びついていることを指摘し、伊藤は主導権確保に自信を示した。

伊藤自身も「苟も国家其固有する所の者を悉く放擲せば、其国の精神摩滅して境に抛て失するに至る」と明確に主張した。⁽⁷⁰⁾よって、最初からプロシア型重視に陥ることなく、急進的とされるイギリスの議院内閣制をもいっただんはその視野に入れていた。福澤の国会論を否定しつつも、伊藤は「帝室論」を受け入れる柔軟さを持ち合わせていたのである。

明治一五年九月中旬から一〇月末にわたり行われたシュタインの講義には、帝室制度にのみ照準をあわせた部分はみられないが、他の国家機関との関連についてはふれられていた。上述のように、シュタインの講義は一般論の内容で余り具体的とはいえなかったが、講義の内容には「国主ノ遗体、朝廷及び特權ニ関スル法律」も取り上げられていた。そこには、「正統嫡裔ヲ以テ規準トス」とした「承統法」や「正統嫡裔ヲ主トスルノ原則ニ於

テハ最モ婚姻ヲ以テ重シトス」とする「結婚法」などに言及されている。なかでも目を引くのは、「摂政法」について、「幼主ノ後見。摂政ハ法律ヲ以テ定ムルヲ要ス。之ヲ国主ノ意ニ任スヘカラス」とした点であろう。シユタインは憲法を重視しつつも、憲法に帝位継承など帝室制度の重要部分の法定を不要とし、帝室の自律性を主張した。⁽⁷¹⁾

シユタインは講義において、「立憲政体ノ成驗ナキ国」は欽定憲法であるべきと説いた。しかも帝室制度については、「承統法ハ別ニ之ヲ定ムヘシ。之ヲ憲法中ニ挿ムヲ要セス。憲法ノ文中皇帝ノ字ヲ載スルコトアルヘシト雖モ、随テ其承統法ノ事ニ言及スルヲ要セス」と明確に述べたのである。帝位継承を憲法に規定すべしとしたリベラルなモツセなどは異なり、シユタインは帝室法典を憲法とは別に帝室の「家法」として帝王が定めることを主張した。これは後に伊藤を通じて明治皇室典範の制定に反映された。⁽⁷²⁾

上述の通り、シユタインの日本への招聘はかなわなかったが、伊藤は翌年帰国すると多くの政府首脳らにシユタインの卓越性を伝え、政府高官らのいわゆる「シユタイン詣で」を招来したことはつとに知られていよう。伊藤は帰国後、憲法等の起草のため招聘されたプロシアのロエスレルやモツセからも多くを学んだが、やはりシユタインの教えは伊藤に決定的な影響を与えていた。前章で詳述したように、「仁愛君民親睦ノ活氣ヲ興ニ採リ候事」と入説した柳原のお膳立ての下、「国家其固有する所の者」を重視し、その国固有の歴史に立脚した立憲制を説くシユタインの法理論が伊藤を通じて明治憲法や明治皇室典範の起草に決定的な影響を与えたことはまちがいない。⁽⁷³⁾

七、おわりに

周知のとおり、明治一四年政変の結果、明治政府は採用すべき政治制度としてイギリス流の議院内閣制を捨て、プロシア流の超然主義的内閣制を選択した。後者の政治制度が扱われた背景を知る上で、井上毅が岩倉の下間に答えて提出した「憲法意見（第二）」は示唆に富んでいる。井上はわが国の「開化ノ度」と「時期ノ適度」の観点から、漸進的なプロシア型内閣制度を基本的モデルとして提示した。井上が如何に大隈らの急進的なイギリス流の議院内閣制を危険視していたかがよくわかる。

こうした強い危機感、政府主流派のみならず、中正党に結集した保守派によっても共有されていた。わけでも佐佐木、元田、土方ら宮中派は、最終決定者である天皇を擁して侍補職廃止後も強力な発言力を保持していた。政府内では財政論に国会論が飛び火し、政局は混迷の度を深めていた。閣内では、薩長間の対立がしだいに深刻化し、天皇も政府の分裂を憂慮して伊藤に自重と関係者への周旋を期待していた。

開拓使官有物払下げ事件への反発から一氣に事態は政変に発展し、三菱・福澤を含む大隈派は追放され、伊藤・井上らの漸進的なプロシア流立憲君主制が路線論争に勝利した。しかし政変後も、天皇が如何に統治に関与するべきかといった大きな政治課題が残されていた。井上の唱える天皇統治論が最終的な勝利をおさめるかは依然として不透明であった。福澤研究家の渡辺俊一氏のように、井上が「大隈陰謀論」を主唱し陰謀までも主導したと断定するのは余りに立証が不十分であろう。

伊藤や井上が漸進的なプロシア型政体論を選択したのは、それがあくまで日本の「国体民俗」に適すると考えたからにほかならない。この選択は、渡辺氏がいうような大隈らが提起した英国モデルへのアンチテーゼとしての意味しかもたないわけではなく、伊藤や井上の「永遠ノ基本ヲ立テ」ようという主体的判断に基づいていた。

明治一四年九月下旬に井上が伊藤に提出した「内閣職制意見」は、佐佐木ら中正党の唱える内閣制度改革論に近い内容であった。井上は、「天皇親臨」は「内閣職制」ではなく別途「天皇ノ職制」に規定すべきとし、天皇親裁を自明のこととした。

一方、岩倉は福澤の「帝室論」に共鳴した。従来の研究において岩倉は天皇親政に近い天皇親を有していたと評価されていただけに、「帝室論」への賛同はいささか理解し難い態度といえる。しかしそもそも、岩倉は純粋な天皇親政論者ではなかった。岩倉は佐佐木ら侍補グループの天皇親政運動への反感から宮府分離論に傾いていた。よって、岩倉にはすでに天皇不親政論を受け入れる素地があったにちがいない。井上は福澤の「帝室論」について、とりわけ「宮府一体之制を破壊する」点を最も警戒した。井上は宮府一体論の立場から福澤の「帝室論」を排撃した。よって、井上が同様に宮府一体論に立つ岩倉に対して福澤警戒論を進言したとする坂本氏の論には俄かに賛同できない。

伊藤が福澤の「帝室論」をめぐる井上と同様の危機感を抱いていたとは考えにくい。これに加え注目されるのは、憲法調査のため渡欧した伊藤が多大な影響を受けるシュタインと福澤の間にすでに交流があったという事実である。詳しくは早島瑛氏の研究に譲るが、福澤は立憲政体について論じた『時事小言』の英訳をシュタインに送っていた。井上は伊藤に対し「漸進主義を失ハザル事」(「綱領」)を提示し箍を嵌めようとしたが、伊藤はこれに頓着せず現地で敏活な行動に出た。明治一五年八月八日、ベルリンを離れウィーン入りした伊藤はその日、直ちにシュタインと会した。オーストリアには井田讓公使と渡邊廉吉同公使館外務書記生が駐在し、早くからシュタインと親密な関係を築き上げていた。伊藤とシュタインの劇的な「邂逅」は彼らの周到なお膳立てにより実現したのである。

井上は伊藤が岩倉のように福澤の帝室観に共鳴することを懸念した。政権の主導権を掌握する可能性の高い伊

藤は、皇室をして宗教に代わり民衆の精神的統合の中核たらんことを希求した。それだけに、井上は福澤の言説を強く警戒したにちがいない。官民調和、不偏不党の見地から、福澤は「皇室の独立」を主張した。こうした福澤の主張は意外にも伊藤の皇室観に近く、ために井上は伊藤が岩倉のように官府分離論に傾くことを恐れた。

伊藤がシュタインに傾倒し、日本への熱心な招聘へと一気に動く道筋をつけたのには、駐露公使の柳原前光の働きかけがあった。柳原はウィーンに入った伊藤と岩倉具定に直面すると、直ちにオーストリアでの調査について協議し、日本の皇室制度を考案するにあたり、「仁愛君民親睦ノ活機ヲ興ニ採リ候事」を「緊要」と説明した。柳原が提唱したオーストリア・モデルに伊藤はほどなく賛同した。それは福澤の主張する官民調和とも符合する。伊藤は、親目的で「皇室の万古不易なるを欽慕する」シュタインに大きな期待を抱いた。シュタインは講義において、憲法に帝位継承など皇室制度の重要部分の法定を不要とし、皇室の自律性を主張した。シュタインはまた、帝室法典は憲法とは別に皇室の「家法」として帝王が定めるべきとし、伊藤を通じて明治皇室典範の制定にも多大の影響を与えたといえよう。

- (1) 本稿は、「 梧陰文庫研究会編著『梧陰文庫影印 明治皇室典範制定前史』（大成出版社・國學院大學、一九八二年）や小林宏・島善高『日本立法資料全集 二六明治皇室典範（明治三二年）』（上）に多くを負っている。
- (2) 『井上毅傳』史料篇第一、一二五頁～一二八頁。
- (3) 『井上毅傳』史料篇第一、二四八頁。
- (4) 『井上毅傳』史料篇第一、二二三頁～二二三三頁。
- (5) 拙著『明治国家と官僚制』一九九二年、芦書房、一三九頁～一七〇頁。
- (6) 『保古飛呂比』九、一二〇頁以下。
- (7) 『伊藤博文伝』中、一九二頁以下。

- (8) 『保古飛呂比』 十、八八頁～八九頁。
- (9) 坂本一登『伊藤博文と明治国家形成』一九九一年、吉川弘文館、四五頁～四六頁。
- (10) 『保古飛呂比』 十、三五七頁。
- (11) 大日方純夫「一八八一年の政変をめぐる中正派の軌跡」『日本史研究』二〇五号、一頁～二七頁。
- (12) 『谷干城遺稿』 下、一九一二年、靖献社、八八頁。
- (13) 『保古飛呂比』 十、三七一頁。
- (14) 『保古飛呂比』 十、三九五頁。
- (15) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『井上馨関係文書』、明治一四年一〇月一四日付井上・伊藤宛福澤書簡、参照。
- (16) 渡辺俊一『井上毅と福沢諭吉』二〇〇四年、日本図書センター。
- (17) 渡辺前掲書、四六頁。
- (18) 『保古飛呂比』 十、三八二頁～三九三頁、渡辺前掲書、八四頁～八五頁、前掲拙著『明治国家と官僚制』、一四九頁。
- (19) 渡辺前掲書、三五頁。
- (20) 『井上毅傳』 史料篇第一、一二二七頁。
- (21) 『保古飛呂比』 十、四三五頁。
- (22) 『井上毅傳』 史料篇第一、二四三頁～二四五頁。
- (23) 『井上毅傳』 史料篇第一、二四四頁。
- (24) 飛鳥井雅道『明治大帝』二〇一七年、文春学芸ライブラリー、二二七頁。
- (25) 小川原正道『福澤諭吉の政治思想』二〇一二年、慶應義塾大学出版会、六九頁～七〇頁。
- (26) 佐々木克『岩倉具視』二〇〇六年、吉川弘文館、一九七頁。
- (27) 小川原前掲書、八三頁～八四頁。
- (28) 『伊藤博文関係文書』 一、三三五頁。
- (29) 鈴木正幸編著『近代日本の軌跡 7 近代の天皇』一九九三年、吉川弘文館、一七三頁。

- (30) 坂本一登「華族制度をめぐる伊藤博文と岩倉具視」『東京都立大学法学会雑誌』第二六卷第一号、三七八頁。
- (31) 『井上毅傳』史料篇第四、七一頁。
- (32) 『井上毅傳』史料篇第四、六二頁。井上は天皇親裁である以上、宮府一体であるのは当然であると考えた。かねて井上は「宮中府中ヲ一体トナシ、太政官即政府ハ天皇親臨ノ所ニシテ皇室ノ外ニ政府ナシ、即チ皇ノ外ニ官ナキ也」と明確に述べていた(『井上毅傳』史料篇第一、三二二頁)。井上は徹頭徹尾、福澤の「帝室論」を「政府と帝室とを区別する之辭説」とし、「我が宮府一体之制を破壊する」と警戒した。
- (33) 『福澤論吉全集』第五卷、「後記」、六五三頁〜六五四頁。
- (34) 『福澤論吉全集』第六卷、五頁以下。
- (35) 『福澤論吉書簡集』第三卷、二〇〇一年、岩波書店、二〇九頁〜二二二頁。
- (36) 早島瑛「ローレンツ・フォン・シュタインに宛てた福沢諭吉の書簡について」近代日本研究会編『年報・近代日本研究二二』近代日本と東アジア』一九八〇年、山川出版社。
- (37) 『福澤論吉全集』第八卷、一二頁。
- (38) 「憲法中綱領之議上奏案 明治十四年六月」『井上毅傳』史料篇第一、二三五頁。
- (39) 拙稿「明治皇室典範の制定過程と柳原前光」帝室制度と元老院改革』『法学研究』第九十一卷第十二号、三六頁〜三七頁。
- (40) 『福澤論吉全集』第八卷、一一一以下。
- (41) 『福澤論吉全集』第八卷、一七二頁〜一七三頁。
- (42) 鈴木正幸『皇室制度』一九九三年、岩波新書、九〇頁〜九三頁。
- (43) 『福澤論吉全集』第五卷、二六一頁以下。すでに皇室財産制度に関する拙稿「皇室財産制度と宮府関係論―天皇統治の正統性」(『法学研究』第九十二卷第四号、第五章)で論じたように、井上は「土地所有意見案」において、「日本ノ国土ハ天皇ノ御所有」といわれる王土論を唱えたが、その論拠を「愛国忠義ノ至情」に求めた。もちろん合理的な根拠とはいえない。井上のシラス論にはこうした非合理性が認められ、福澤に論破されることを恐れていた可能性を否定できない(同拙稿、四五頁)。

- (44) 前掲拙稿「明治皇室典範の制定過程と柳原前光」、三二二頁以下。
- (45) 明治一五年八月九日付岩倉宛伊藤書簡、『伊藤博文関係文書』三、二〇頁。
- (46) 坂本前掲書等、参照。
- (47) 瀧井一博『ドイツ国家学と明治国制—シュタイン国家学の軌跡—』一九九九年、ミネルヴァ書房、一六八頁～一六九頁。
- (48) 瀧井前掲書、一七八頁～一七九頁。
- (49) 清水伸『明治憲法制定史』上、一九七一年、原書房、五三頁。
- (50) 『伊藤博文伝』中、二六三頁～二六四頁。
- (51) 『伊藤博文関係文書』一、一四頁～一五頁。
- (52) 『渡邊廉吉傳』一九三四年、大洋社、五三頁。
- (53) 早島前掲論文、二七二頁～二七三頁。
- (54) 早島前掲論文、二七三頁、吉野作造「スタイン、グナイスと伊藤博文」『改造』一九三三年二月号、六二頁、青木周蔵自伝』一九七〇年、平凡社、二三五頁。
- (55) 『保古飛呂比』一一、二四八頁～二五二頁。
- (56) 『渡邊廉吉傳』、五四頁～五五頁、前掲拙稿「明治皇室典範の制定過程と柳原前光」、三五頁～三七頁。
- (57) 『保古飛呂比』一一、二四九頁～二五〇頁。
- (58) 「福澤諭吉全集緒言」、『福澤諭吉全集』第一卷、六二頁～六三頁。
- (59) 早島前掲論文、二七三頁以下。
- (60) 『伊藤博文関係文書』一、三三三頁。
- (61) 『福澤諭吉書簡集』第三卷、一四九頁～一五〇頁。
- (62) 同書簡集、第三卷、二一一頁。ここからも、上述のように、柳原駐露公使ら公使館関係者によるサポートが大ききな成果をあげたことが改めて確認されよう。そのほか、「内安外競」の提唱など詳細なシュタイン書簡の理解については、瀧井前掲書、一二〇頁～一二二頁、小川原前掲書、三五頁～三七頁等を参照。

- (63) 早島前掲論文、二八〇頁～二八一頁。
- (64) 『保古飛呂比』一、二四八頁～二五二頁。
- (65) 『伊藤博文関係文書』一、(前掲)、清水前掲書、五八頁。
- (66) 『伊藤博文伝』中、三一七頁～三一九頁。
- (67) 『続伊藤博文秘録』、清水前掲書等、参照。
- (68) 清水前掲書、五七頁～七一頁。
- (69) 坂本前掲書、九四頁。
- (70) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『伊藤博文関係文書』。
- (71) 清水前掲書、二四三頁以下、小嶋和司憲法論集一『明治典憲体制の成立』一九八八年、木鐸社、八八頁以下。
- (72) 長尾龍一『思想としての日本憲法史』一九九七年、信山社出版、第四章、大石真・高見勝利・長尾龍一編『対談集 憲法史の面白さ』一九九八年、信山社出版、参照。
- (73) 前掲拙稿「明治皇室典範の制定過程と柳原前光」、三三二頁以下。